

町田市福祉のまちづくり総合推進条例事前協議

都市施設の名称	特定都市施設となる都市施設の規模									
	網掛け部分が特定都市施設となる規模									
	床面積（以上～未満）									
		300㎡	1,000㎡	3,000㎡						
		200㎡	500㎡	2,000㎡	5,000㎡					
1 学校等施設	学校(幼稚園を除く。)	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	幼稚園					●	●	●	●	●
	その他これらに類する施設	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2 医療等施設	病院又は診療所 (患者の収容施設を有するもの。)					●	●	●	●	●
	診療所 (患者の収容施設を有しないもの。)	●				●	●	●	●	●
	助産所、施術所等	★				●	●	●	●	●
3 興行施設	劇場、観覧場、映画館又は演芸場その他これらに類する施設	★	★	★	★					
4 集会施設	集会場 (冠婚葬祭施設を含む。一の集会室の床面積が200㎡を超えるものに限る。)					●	●	●	●	●
	公会堂					●	●	●	●	●
	集会場 (冠婚葬祭施設を含む。全ての集会室の床面積が200㎡以下のもの。)	★				●	●	●	●	●
	公民館 その他これに類する施設	★				●	●	●	●	●
5 展示施設等	展示場その他これに類する施設	★	★	★	★					
6 物品販売業を営む店舗等	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗					●	●	●	●	●
7 宿泊施設	ホテル、旅館その他これらに類する施設					●	●	●	●	●
8 事務所	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署					●	●	●	●	●
	事務所(他の施設に附属するものを除く。)					●	●	●	●	●
9 共同住宅等 ^{※1}	共同住宅、長屋、寄宿舎、下宿その他これらに類する施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○

【福祉のまちづくり総合推進条例の事前協議が必要な遵守基準】
 ●:建築物(共同住宅等以外)の遵守基準 ★:小規模建築物の遵守基準
 ○:共同住宅等の遵守基準 ☆:共同住宅等の小規模建築物の遵守基準

対象施設（建築物）と遵守基準となる整備項目

遵守しなければならない整備項目(●★○☆)																					施設利用者別用途一覧							
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する建築物	特定多数の者が利用する建築物						
(○・☆は特定経路等)	移動等円滑化経路等	出入口	廊下等	授乳場所等	階段	傾斜路(屋内)	エレベーター及びその乗降口	昇降機	特殊な構造又は使用形態のエレベーター	便所(トイレ)	ベビーチェア	ベビーベッド	浴室又はシャワー室	宿泊施設の客室	観覧席・客席	敷地内の通路(屋外)	駐車場	標識	案内設備	案内設備までの経路			公共的通路	レジ通路	洗面所等	更衣室・脱衣室	手すり	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	特別支援学校	左記以外
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	全ての施設	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	全ての施設	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	全ての施設	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	全ての施設	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	全ての施設	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	全ての施設	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	全ての施設	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	全ての施設	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	保健所、税務署その他不特定かつ多数のものが利用する官公署	事務所(他の施設に附属するものを除く。)
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	全ての施設	

※1 共同住宅等に利用居室等・みんなのトイレ(車椅子使用者用便所)・障がい者用駐車区画がある場合は、そこまでの経路が移動等円滑化経路等となり、建築物(共同住宅等以外)の遵守基準が適用される。
 ※2 1,000㎡以上2,000㎡未満かつ階数が4以下の場合は、エレベーターの遵守基準は適用しない ※3 計画戸数が9戸以上かつ用途に供する部分床面積の合計が1,000㎡未満の施設

